

1976年7月



The Britannia Steam Ship
Insurance Association Limited

メンバー各位

オフショア産業に従事する補給船や補助作業船 (Supply Vessels and Ancillary Craft Engaged in Connection with Off-shore Industry)

オフショアの探査、掘削、採鉱が世界的に盛んになるにつけ補給船その他の補助作業船の使役について結ばれる契約も様々なものが用いられるようになった。

末尾に連署する諸クラブは、補給船の船主と用船者各位に、広く行われている契約から生じる賠償責任に対しP&I保険担保のおよぶ範囲を明確に示すことは時宜に適うと考え、以下のガイドラインを設けた。

1. クラブは、制定法上またはコモン・ロー上の賠償責任、または用船契約により次のとおり船主・用船者間で分担する契約上の賠償責任をのみ担保する。

船主は、用船者やその従業員の過失・怠慢の有無にかかわらず、所有船の損失・損傷およびその雇用する船員の死傷に対し有責。用船者も同様にその従業員の死傷およびその設備・器材の損失・損傷に対し有責。

2. 追加被保険者であり、船主の加入証明書に追加被保険者として記載された用船者(およびその他の者)は、彼がクラブの承認した用船契約上厳密には船主に帰されるべき賠償責任(船主が引き受けた賠償責任を含む)に従いまず第一に支払いをなすべく有責とされる限りにおいてのみ担保される。クラブの標準責任限度額に関するルールが適用される。
3. 用船者は、条件・料率が個別に同意される用船者賠償責任保険を通常の方法でクラブに申し込むことができる。クラブの標準用船者担保限度額が適用される。
4. 貨物運送に関する担保は、ヘーグ・ルール(または同様の条件)がその運送に適用される場合にのみ提供される。
5. 船主責任制限の権利が保全されぬ限り、船主は用船者の損失を補償してはならない。次と同趣旨の条項を用いるようお勧めする。

裏面に続く

「本協定中のいかなる部分も、それをもって適用されるべき法(一般)、制定法、条約などで定める船主の責任制限の権利を船主から奪うものと解釈されることも、そのように主張することもできない。」

オフショア産業の関連作業のため用船に出される船舶の船主各位には、用船者に対する契約上の責務に関する保険担保の範囲につき疑念を抱かれれば、クラブに相談されることを強くお勧めする。

以上

本サーキュラーは国際グループ所属の全P&Iクラブにより発行される。